

地域包括支援センター設置法人代表者 様
指定介護予防支援事業所 管理者 様
指定居宅介護支援事業運営法人 代表者 様
指定居宅介護支援事業所 管理者 様

横浜市健康福祉局高齢在宅支援課長

令和7年4月からの介護予防支援費及び
介護予防ケアマネジメント費の原案作成委託料について（通知）

日頃から横浜市の福祉保健行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域包括支援センターで行っている介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という。）業務については、その業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託できることとなっており、そこで生じる原案作成委託料の支払いについては、地域包括支援センターにおける当該支払い事務の軽減を目的として、特定の金額においてのみ、神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から直接委託先指定居宅介護支援事業所に委託料相当分の支払いを行っているところです。

令和6年4月の介護報酬改定により、「高齢者虐待防止措置未実施減算」及び「業務継続計画未策定減算」が新設されました。これに伴い「介護予防ケアマネジメント費」についても、「高齢者虐待防止措置未実施減算」及び「業務継続計画未実施減算」を新設し、サービスコード表を設定しましたが、令和7年4月1日より、単位数の算定について、合成単位数によるコード設定に改め、「横浜市介護予防ケアマネジメントサービスコード表」を改訂しました。また、「業務継続計画未実施減算」の名称を国の通知に合わせて「業務継続計画未策定減算」に改正することとしました。

これらの変更に伴い、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所間で締結している介護予防支援費等に関する委託契約について、変更契約の締結が必要な場合があります。

お知らせが遅くなり申し訳ありませんが、必要に応じて御対応いただきますようお願いいたします。

1 単位数の変更点について

令和7年3月まで	令和7年4月から
業務継続計画未実施減算 4単位	
高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位	
	介護予防ケアマネジメントAまたは介護予防ケアマネジメントCにおいて高齢者虐待防止措置未実施減算または業務継続計画未策定減算の適用を受けた場合 438単位
	介護予防ケアマネジメントAまたは介護予防ケアマネジメントCにおいて高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未策定減算の適用を受けた場合 434単位

※「業務継続計画未実施減算」については、令和7年4月から「業務継続計画未策定減算」とします。

2 横浜市における業務委託の割合と金額について

(1) 国保連からの支払金額一覧

◆令和7年4月から

	報酬金額	支払先	
	給付単位 ×地域単価 (11.12円)	委託先 居宅介護支援 事業者	地域包括 支援センター
	上段：R7.4月以降、下段：R7.3月まで		
1 介護予防支援費（I）または介護予防ケアマネジメントA（442）のみ	4,915円 (変更なし)	4,325円 (変更なし)	590円 (変更なし)
2 介護予防支援費（I）または介護予防ケアマネジメントA（442）+初回加算又は委託連携加算(300)	8,251円 (変更なし)	7,260円 (変更なし)	991円 (変更なし)
3 介護予防支援費（I）または介護予防ケアマネジメントA（442）+初回加算(300)+委託連携加算(300)	11,587円 (変更なし)	10,195円 (変更なし)	1,392円 (変更なし)
4 高齢者虐待防止措置未実施減算または業務継続計画未策定減算）の適用を受ける場合…（438単位）			
介護予防支援費（I）または介護予防ケアマネジメントA（438）のみ	4,870円 (4,871円)	4,285円 (4,287円)	585円 (584円)
介護予防支援費（I）または介護予防ケアマネジメントA（438）+初回加算又は委託連携加算(300)	8,206円 (8,207円)	7,220円 (7,222円)	986円 (985円)
介護予防支援費（I）または介護予防ケアマネジメントA（438）+初回加算(300)+委託連携加算(300)	11,542円 (11,543円)	10,155円 (10,157円)	1,387円 (1,386円)
5 高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未策定減算）の適用を受ける場合…（434単位）			
介護予防支援費（I）または介護予防ケアマネジメントA（434）のみ	4,826円 (-円)	4,246円 (-円)	580円 (-円)
介護予防支援費（I）または介護予防ケアマネジメントA（434）+初回加算又は委託連携加算(300)	8,162円 (-円)	7,181円 (-円)	981円 (-円)
介護予防支援費（I）または介護予防ケアマネジメントA（434）+初回加算(300)+委託連携加算(300)	11,498円 (-円)	10,116円 (-円)	1,382円 (-円)

(2) 考え方

介護予防支援等に係る業務のうち、国が指定居宅介護支援事業者に委託可能とした業務全てを委託した場合、当該委託の割合は全体の**8割**に相当するものと考えます。

委託先の指定居宅介護支援事業者には、8割+消費税10%にあたる金額、地域包括支援センターには、総額から委託先の事業者を支払われる金額を除いた金額が支払われます。

(3) 算出方法

別紙「委託料金額の算出方法」参照

＜注意＞国保連から直接、委託先居宅介護支援事業者に委託料の支払いが行えるのは、次の条件を満たす場合のみです。（従前からの取り扱いと変更はありません。）

- ①委託先居宅介護支援事業者の所在地が神奈川県内にある。
- ②消費税込みの原案作成委託料が上記に記載した「(1)支払金額一覧」のとおりである。
- ③地域包括支援センターは委託先居宅介護支援事業者と代理受領委任契約を結び、一部委託の届出とともに代理受領委任状を横浜市に提出する。

3 添付資料

(別紙)委託料金額の算出方法

担当 健康福祉局高齢在宅支援課 田中、望月
 電話：045-671-2405 FAX：045-550-3612
 メール kf-yoboucm@city.yokohama.jp

委託料金額の算出方法

「介護予防支援費(I)」または「介護予防ケアマネジメントA及びC」の「442単位」に、「高齢者虐待防止措置未実施減算」及び「業務継続計画未策定減算」の減算が適用される場合は合成単位数により算定されます。

委託先の指定居宅介護支援事業者へは、「介護予防支援(I)」または「介護予防ケアマネジメントA」の合成単位に地域単価(11.12円)及び委託率(80%+消費税10%)を乗じた金額に、「初回加算」、「委託連携加算」の単価に地域単価(11.12円)及び委託率(80%+消費税10%)を乗じた金額の合計額が支払われます。

<令和7年4月からの算出方法>

○報酬金額：

(介護予防支援費(I)または介護予防ケアマネジメントAまたは介護予防ケアマネジメントC
+高齢者虐待防止措置未実施減算+業務継続計画未策定減算)×地域単価)

+ (初回加算×地域単価) + (委託連携加算×地域単価)

※端数処理は地域単価を乗じた時点で小数点以下切捨て

○委託先の指定居宅介護支援事業者へ支払われる金額(以下、「委託先」)

委託先：(介護予防支援費(I)または介護予防ケアマネジメントA

+高齢者虐待防止措置未実施減算+業務継続計画未策定減算)×地域単価×委託率)

+ (初回加算×地域単価×委託率) + (委託連携加算×地域単価×委託率)

※端数処理は地域単価を乗じた時点と委託率を乗じた時点で小数点以下切捨て

○地域包括支援センターに支払われる金額(以下、「委託元包括」)

委託元包括：報酬金額－委託先の指定居宅介護支援事業者へ支払われる金額

①介護予防支援費(I)または介護予防ケアマネジメントA(442単位)

442単位×11.12円/単位=4,915.04円 → ①4,915円 (小数点以下切捨て)

委託先：4,915円×80%×1.1=4,325.20円 → ①4,325円 (小数点以下切捨て)

②初回加算(300単位)または委託連携加算(300単位)

300単位×11.12円/単位=3,336.00円 → ②3,336円

委託先：3,336円×80%×1.1=2,935.68円 → ②2,935円 (小数点以下切捨て)

1 介護予防支援費(I)または介護予防ケアマネジメントAのみ

①4,915円 → 4,915円

委託先：①4,325円 → 4,325円

委託元包括：4,915円－4,325円 = 590円

2 介護予防支援費(I)または介護予防ケアマネジメントA+初回加算または委託連携加算

①4,915円+②3,336円 = 8,251円

委託先：①4,325円+②2,935円 = 7,260円

委託元包括：8,251円－7,260円 = 991円

3 介護予防支援費(I)または介護予防ケアマネジメント費A+初回加算+委託連携加算

①4,915円+②3,336円+②3,336円 = 11,587円

委託先：①4,325円+②2,935円+②2,935円 = 10,195円

委託元包括：11,587円－10,195円 = 1,392円

4 高齢者虐待防止措置未実施減算または業務継続計画未策定減算の適用を受ける場合（438単位）

(1) 介護予防支援費（I）または介護予防ケアマネジメント費Aのみ

③：①＋高齢者虐待防止措置未実施減算または業務継続計画未策定減算

438単位×11.12円／単位＝4,870.56円 → ③4,870円（小数点以下切捨て）

委託先：4,870円×80%×1.1＝4,285.60円 → ③4,285円（小数点以下切捨て）

委託元包括：4,870円－4,285円＝ 585円

(2) 介護予防支援費（I）または介護予防ケアマネジメント費A＋初回加算または委託連携加算

③4,870円＋②3,336円＝ 8,206円

委託先：③4,285円＋②2,935円＝ 7,220円

委託元包括：8,206円－7,220円＝ 986円

(3) 介護予防支援費（I）または介護予防ケアマネジメント費A＋初回加算＋委託連携加算

③4,870円＋②3,336円＋②3,336円＝ 11,542円

委託先：③4,285円＋②2,935円＋②2,935円＝ 10,155円

委託元包括：11,542円－10,155円＝ 1,387円

5 高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未策定減算の適用を受ける場合（434単位）

(1) 介護予防支援費（I）または介護予防ケアマネジメント費Aのみ

④：①＋高齢者虐待防止措置未実施減算＋業務継続計画未策定減算

434単位×11.12円／単位＝4,826.08円 → ④4,826円

委託先：4,826円×80%×1.1＝4,246.88円 → ④4,246円（小数点以下切捨て）

委託元包括：4,826円－4,246円＝ 580円

(2) 介護予防支援費（I）または介護予防ケアマネジメント費A＋初回加算または委託連携加算

④4,826円＋②3,336円＝ 8,162円

委託先：④4,246円＋②2,935円＝ 7,181円

委託元包括：8,162円－7,181円＝ 981円

(3) 介護予防支援費（I）または介護予防ケアマネジメント費A＋初回加算＋委託連携加算

④4,826円＋②3,336円＋②3,336円＝ 11,498円

委託先：④4,246円＋②2,935円＋②2,935円＝ 10,116円

委託元包括：11,498円－10,116円＝ 1,382円